

2025 年 12 月以降の病院等へのかかり方（協会けんぽ）

社会保険労務士法人OAKマネジメント

2025 年 12 月 2 日以降、現在お持ちの保険証は利用できなくなります。下記内容をご確認のうえ、ご対応をよろしくお願いいたします。

記

1. 資格確認書の送付

2025. 4. 30 時点でマイナ保険証をお持ちでない方に協会けんぽより特定記録郵便にてご自宅に送付されてます。（宛先相違で不着となった場合は事業所宛に送付）

【マイナ保険証をお持ちでない場合とは以下のことをいいます。】

- ①マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない
- ②健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない
- ③マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている

※資格確認書は退職等で使用しなくなった場合は返却をお願いします。

2. お手元の健康保険証の取扱い

2025 年 12 月 2 日以降は利用できません。会社で回収はしないため、個人情報の扱いに注意しながら、ご自身で破棄をお願いします。なお、ご家族の健康保険証も同様の取扱いになります。

3. 2025 年 12 月 2 日以降の受診等

2025 年 12 月 2 日以降、医療機関等で受診する際には、マイナ保険証または資格確認書をご利用ください。マイナ保険証が利用できないときは、マイナンバーカードと、すでに配布している「資格情報のお知らせ」(※)の2点により保険診療が受けられます。

※マイナポータルでも確認することができ、医療機関等の窓口に提示することで利用できます。

※本件の詳細は <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/mynahokensho/>

以上